

2023 年度に実施される日本政治学会理事選出選挙に関する規程

2021 年度に実施される日本政治学会理事選出選挙に関する規程の全部を改正する。

第一条 日本政治学会理事・監事選出規程に定める理事選出について、2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日の間に実施される会員による選挙は、同規程第六条の方法に替えて、電子投票の方法によって行うことができるものとする。

第二条 第一条による電子投票の実施に際しては、具体的な実施方法についてあらかじめ理事会の承認を得なければならない。

第三条 本規程の改正および廃止は理事会の議決を経て行う。この議決のない場合、本規程は 2024 年 3 月 31 日に廃止される。

(2020 年 7 月 19 日制定)

(2022 年 3 月 21 日全部改正)